

9 学校管理下外でけがをしたときの見舞金について

よこはま し あんぜんきょういくしんこうかい
(横浜市安全 教育振興会)

(財)横浜市安全 教育振興会は、横浜市内の小 中 高・特別支援学校の児童生徒の管理下外での事故や学校・P T Aが活動主催 共 催する事業 中の事故などに対する見舞金の 給付をします。さらに、安全 教育に関する各種事業 を実施し、安全 教育の普及 と振興を図ることを目的に発足した組織です。

◆事業内容

- (1) 幼児・児童・生徒等の事故に対する 共 済事業
- (2) 安全 教育に関する事業
- (3) 幼児・児童・生徒に対する 修学奨励金の 給付
- (4) 団体に対する助成
- (5) 幼児・児童・生徒の賠償 責任に関する事業

◆加入の手続き

5月1日現在までの児童の世帯数を基本として、一世帯年額500円の会費を、P T Aで一括して6月末までに納入 しています。

◆見舞金の給付

- (1) 見舞金等 給付対象 事故
 - ① 児童生徒の管理下外 (放課後や学校が休みの日) の事故。
 - ② 単位P T A会員並びに 教 職員のP T A活動中の事故。
- (2) 給付請求 権利
見舞金を請求 する権利はその 給付事由が生 じた日から 2年間行わないときは、消滅 します。
- (3) 給付の限度
入 通院に際しての見舞金などの 給付は、事故発生日から起算して180日を限度と します。
- (4) 見舞金等 給付申請の手続きは所定の用紙を使用 します。
 - 入院は一日以上、通院は三日以上 (ただし、歯の事故は、二日以上) から出ます。
 - 交通事故の見舞金は一律3,000円。
 - 入・通院 証明書代は、2,000円を 上限に安全 教育振興会で負担 します。

* 見舞金等の申請は、担任を通し、副校長までお知らせください。必要な書類をお渡しし、給付金が振り込まれときはお知らせ します。